

植物防疫所

『植物防疫情報』

No.13

<http://www.maff.go.jp./pps/>

発行所：農林水産省門司植物防疫所
〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10
門司港湾合同庁舎内
TEL 093-321-2601
ISSN 2186-1625

平成26年6月20日現在

植物検疫に関する各種情報を掲載しています。

また、ホームページ (<http://www.maff.go.jp./pps/>) では、法令改正や輸出入植物検疫に関する詳細な情報を提供しています。

【法令改正関係情報】

- 「隔離栽培運用基準」の一部が改正されました（平成26年6月4日）
- 【輸出】チリからのSPS通報（中古の農業機械等の輸入に際しての洗浄等の要求）を更新しました（平成26年6月2日）
- 「種馬鈴しょ検疫実施要領」が一部改正されました（平成26年5月28日）
- 「マレーシア産マンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則」の一部が改正されました（平成26年5月1日）
- 「トルコ産グレープフルーツ及びレモンの生果実に関する植物検疫実施細則」の一部が改正されました（平成26年5月1日）
- 【輸出】台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧（平成26年産もも・すもも）を掲載しました（平成26年4月17日）
- 「輸入植物検疫制度の見直し」に係る関係省令が改正されました（平成26年2月24日）

【植物検疫関係情報】

- 植物防疫法に基づく輸出入検査等に係る不適切な事例を更新しました（平成26年5月13日）
- 海外からの植物類の持ち込みについて注意喚起するお知らせが政府広報インターネットテレビで配信されています
- 平成26年3月28日に消費・安全局植物防疫課が「海外病虫害発生情報」を公表しました（平成26年4月14日）
- 「ウメ輪紋ウイルスに感染した植物に関する情報提供のお願い」を掲載しました（平成26年3月28日）
- 情報誌「植物防疫所病虫害情報 No.102」を掲載しました（平成26年3月26日）

目 次

* 表紙：法令改正、植物検疫関係情報（植物防疫所ホームページ掲載情報）—平成26年6月20日現在—	
* 特集記事：輸入植物検疫制度の見直しについて（第3次改正）	1～2
* 輸入検査で発見される検疫有害動植物 — <i>Uromyces betae</i> （テンサイさび病菌）—	3
* 台湾向けなし穂木の輸出検疫制度	4
* 各地の植物検疫情報	
・オーストラリア産条件付きぶどう生果実の本邦初輸入 — 横浜港 —	5
・名古屋植物防疫所の組織再編について	5
・神戸港での外国客船の入港と植物検疫	6
・ウメ輪紋ウイルス感染植物に関する情報提供のお願い	6
・那覇港にクルーズ船用ターミナルが供用開始	7
* お知らせ：移動規制植物等に関する広報強化週間について	7

輸入植物検疫制度の見直しについて (第3次改正)

輸入植物の種類、輸出国の増加や国際流通の迅速化に伴い、国内に発生していない新たな病害虫が侵入するリスクが増大しています。また、国際ルールでは、科学的な根拠に基づくリスク評価の結果に従って植物検疫措置を設定すること及び検疫措置の対象とする病害虫について学名のリストで公表することを求められています。このため、新たに侵入するおそれがある病害虫のリスク評価を実施し、その結果に基づき輸入検疫の対象病害虫を明確化することや、適切な検疫措置を設定するなどの見直しを行うことにより、国際ルールへの調和を図りつつ、リスクに応じた輸入植物検疫制度を構築する必要があります。

これに対応するため、農林水産省では年次計画を立てて植物防疫法施行規則の一部改正等を行うこととし、平成23年3月7日に第1次、平成24年7月25日に第2次、そして平成26年2月24日に第3

次改正が行われました。3次改正は周知期間を経て本年8月24日（一部は平成27年2月24日）から実施されますので、ここでは、その概要を紹介します。

1 輸入禁止の対象とする植物及び地域の見直し

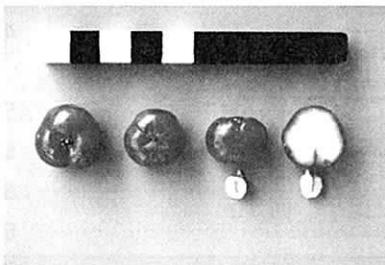
アセロラ、サントール、なす属植物等の生果実は、クインスランドミバエの寄主植物となることが学術文献の精査により確認されたため、本虫が発生している地域からのこれら生果実が新たに輸入禁止となります。同様に、ミカンコミバエ種群の寄主植物も見直しされています。

また、ウリミバエの発生地域にブータンが追加され、ブータンからのうり科植物の生茎葉・生果実、いんげんまめ等の生果実が輸入できなくなります。

輸入禁止の対象とする地域等の見直し

【輸入できなくなる植物の例】

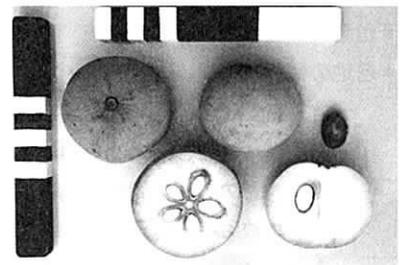
- ① オーストラリア、ニューカレドニア等からのアセロラ、カシューナッツ、こだちとまと、サントール、しまほおずき、ぱんのき、ヒロセレウス・メガランサス、フェイジョア、わんぴ、なす属植物等の生果実
(クインスランドミバエの寄主植物の追加)
- ② タイ、台湾、フィリピン、ベトナム等からのグリコスミス・ペンタフィラ等の生果実
(ミカンコミバエ種群の寄主植物の追加)
- ③ ブータンからのうり科植物の生茎葉・生果実、いんげんまめ等の生果実
(ウリミバエの発生地域にブータンを追加)



アセロラ生果実



カシューナッツ生果実



サントール生果実

2

輸出国での栽培地検査や精密検定を要求する病害虫の見直し

日本が侵入を警戒している病害虫の中には、輸入時の検査で発見が困難なため、①輸出国での精密検定や栽培期間中の検査を実施、②輸入時に植物検査証明書（Phytosanitary certificate：輸出国植物防疫機関が発行）に検査の実施内容を記載する、この2つのことを輸出国政府に要求している病害虫があります。第3次改正ではこれらの病害虫、発生国及び対象植物について追加や削除が行われました。

なお、精密検定が必要な病害虫は平成26年8月24日から、栽培期間中の検査が必要な病害虫は平成27年2月24日から適用されますので、ご注意下さい。

3

検疫有害動植物と非検疫有害動植物の追加

リスク評価が終了していないため暫定的に検疫措置の対象としていた有害動植物を含め、更なるリスク評価を進めた結果、日本に侵入した場合に

国内農業に大きな損害をもたらすことが明らかとなった病害虫を検疫有害動植物として追加し、国内で広く発生しており、国内農林業に新たな被害を及ぼす可能性が無視できることが確認されたものは、検疫措置の対象から除外する病害虫（非検疫有害動植物）として追加されました。

今回新たに追加された検疫有害動植物は212種で、総計990種となりました。なお、検疫有害動植物であるポテトスピンドルチューバーウィロイドの正式和名が決定され「ジャガイモやせいもウィロイド」と名称変更されました。また、非検疫有害動植物はランヒメハダニやチューリップ球根腐敗病菌、ミナミキイロアザミウマ（栽培の用に供する植物に付着するものを除く）等108種が追加され、総計334種となりました。

改正内容の詳細については、農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keneki/kikaku/minaoshi-an.html>）に掲載されていますので、そちらもご覧いただき、植物検疫へのご理解とご協力をお願いいたします。

非検疫有害動植物の追加①

【有害動物】83種

節足動物

目	例	科	種
ダニ目	ランヒメハダニ	2	2
アザミウマ目	ハナアザミウマ	2	7
カメムシ目	ミカンカキカイガラムシ	10	43
コウチュウ目	オオゾウムシ	2	3
チョウ目（注）	ヨトウガ	6	17
ハエ目	アシグロハモグリバエ	1	4

その他無脊椎動物

吸腔目	スクミリンゴガイ	1	1
有肺目	オナジマイマイ	5	6

（注）チョウ目の2亜種は2種として計上

【有害植物】7種

真菌及び粘菌

Fusarium oxysporum f.sp. *Tulipae*

他 4種

細菌

Pectobacterium cypripedii

他 1種

非検疫有害動植物の追加②

青果物および切り花等に付着する場合は検疫有害動植物とならないもの（苗・穂木等栽培用植物を除く）

【有害動物】18種

節足動物

目	例	科	種
ダニ目	オンシツヒメハダニ	2	2
アザミウマ目	ミナミキイロアザミウマ	1	4
カメムシ目	ニセダイコンアブラムシ	3	11
コウチュウ目	アルファルファタコゾウムシ	1	1

輸入検査で発見される検疫有害動植物

— *Uromyces betae* (テンサイさび病菌) —

検疫有害動植物に定められた病害虫の中から輸入検査で発見されている *Uromyces betae* (テンサイさび病菌) を紹介します。

● 分布

世界的に広く分布していますが、日本での発生報告はありません。

● 宿主植物・輸入検査での発見状況

フダンソウ属 (*Beta* spp.) の植物に感染します。輸入検査ではサトウダイコンなどの種子、テーブルビートやフダンソウなどの野菜から発見されています。

● 症状

一般に「さび病」と呼ばれる病害の1つで、葉や葉柄に黄褐色や暗褐色の孢子堆 (写真1) を形成します。孢子堆が成熟すると表面が裂開して胞子が露出し、これがその名のとおりに「さび」のように見えます。



写真1：葉や葉柄に形成された夏孢子堆

● 被害の状況

葉や葉柄に多数の孢子堆を生じ、激しい場合は黄化・枯死します。また、フダンソウ属植物の中には根を砂糖の原料としたり、根菜として食べるものもありますが、本菌に感染すると根の生育や糖分の蓄積が悪くなります。

● 病原菌・伝染

担子菌類のさび病菌の仲間属に属し、人工的に培養することはできません。本菌は宿主植物上でさび胞子や夏胞子、冬胞子などを形成します。輸入検査で発見されるのは主に夏胞子と冬胞子で、夏胞子は淡黄褐色・幅広の楕円形～倒卵形で表面がトゲ状、冬胞子は褐色・楕円形～倒卵形で頂部に透明な乳頭状突起があり、底部には無色の短い柄があります (写真2)。これらの胞子が風で飛ばされたり、複雑な形のフダンソウ属植物の種子に付着して運ばれ、伝染源となります。

同属植物の種子の輸入検査では、種子表面の綿密な検査の後、種子洗浄液を遠心分離器にかけ、顕微鏡観察で夏胞子や冬胞子があった場合は、その形態や大きさから本菌であることを決定します。

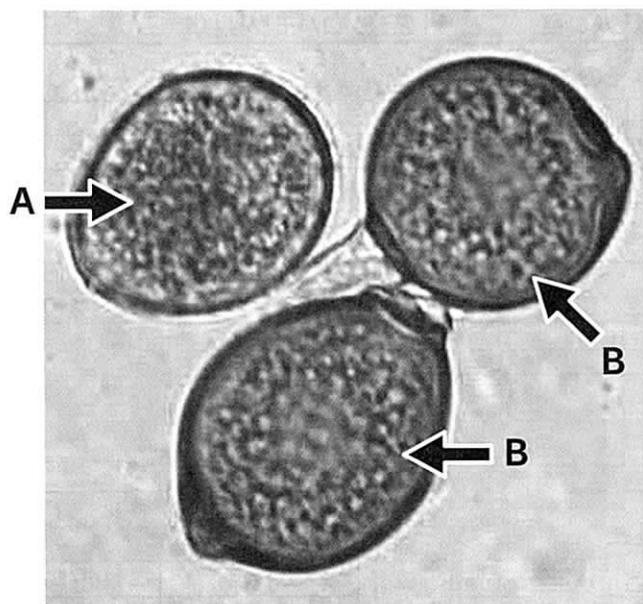


写真2：夏胞子(A)及び冬胞子(B)

台湾向けなし穂木の輸出検疫制度

台湾で日本のなしは人気が高いのですが、日本の品種を台湾で栽培しても冬の気温が高いことから、花芽ができず、収穫できません。このため、日本から花芽のついた穂木を輸入し、その花芽を接木することでなしの生産を行っていました。台湾の植物検疫当局は、昭和58年12月、未発生ウイルス病などの侵入を防ぐため日本産なし穂木の輸入を禁止し、昭和63年、新たな検疫条件に沿った検査を日本側が実施し要求内容に合致した穂木のみを輸入する制度を設けました。

現在、台湾向けなし穂木の輸出検疫は、①穂木を採取するなしの母樹のナシえそ斑点病ウイルス (*Pear necrotic spot virus* (PNSV)) を対象としたウイルス検定、②穂木を採取する園地での栽培地検査、③輸出検査の3段階で構成されています。

台湾側が警戒する主な病害虫は、ナシえそ斑点病、黒星病、赤星病、ハマキムシ類及びハダニ等です。

台湾向けなし穂木輸出検疫の実際

なし穂木の輸出実績が多い横浜植物防疫所新潟支所管内の平成25年度の事例を紹介します。

管内のウイルス検定の申請は秋田県で35園地(母樹2,752本)、新潟県では1,070園地(母樹22,320本)でした。

PNSVのウイルス検定は温度管理ができる施設内で行います。各園地から採取した穂木と接木し

た指標植物(特徴的な病徴が出る検定用の植物)に病徴が現れなければ合格となります。PNSVは高温で栽培すると病徴が現れないマスキング現象が起こるため、温度管理も重要となります。

栽培地検査は、申請された秋田県35園地(母樹2,672本)、新潟県1,220園地(母樹25,572本)の内、抽出された47園地(母樹1,187本)を対象に7月に5日間の日程で行われました。園地では、対象病害虫の発生の有無の確認の他に、穂木輸出園地を示す標札の確認、母樹の植付状態が申請どおりであるかの確認、園地の管理状況の確認等も行います。

輸出検査は、台湾から派遣された検査官の立ち会いの下、11月下旬から1月中旬の間に行われました。なし穂木は加温されると花芽が活性化してしまうため、低温の部屋で検査を行います。

平成25年度は、全国で142件793万本、横浜管内からは56件436万本のなし穂木が合格し、台湾に輸出されました。新潟支所管内ではこの10年間で2.6倍に増加し、平成25年度では全国の半分以上を占めています。

台湾向けなし穂木の輸出検疫条件の詳細については、最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。



栽培地検査



ウイルス検定



オーストラリア産条件付き ぶどう生果実の本邦初輸入 — 横浜港 —

平成26年2月7日に植物防疫法関係規則が改正され、オーストラリア産ぶどう生果実3品種については、規定の低温処理を条件として輸入ができるようになりました。

これを受け、平成26年4月15日、横浜港にオーストラリア産のぶどう（クリムソンシードレス種及びトムソンシードレス種）1,920カートン、19,200kgが初輸入され、検査の結果、全て合格となりました。

これまでオーストラリア産のぶどう生果実は、同国に日本が侵入を警戒している重要害虫であるチチュウカイミバエとクインスランドミバエが発生しているため、輸入が禁止されていましたが、今般、低温処理によってこれらの害虫の侵入防止措置が開発されたため、これを条件に輸入が解禁されたものです。

関係者からの情報によると、オーストラリアでのぶどうの収穫は2月に最盛期を迎え、日本

への輸出は5月頃まで続くとのことです。

（横浜植物防疫所コンテナ貨物担当）



輸入されたオーストラリア産ぶどう

名古屋植物防疫所の組織再編について

本年4月、名古屋植物防疫所に「国内検疫担当」及び「輸出検疫担当」が新設されました。従来、一つの担当で行っていた業務を二担当に分割し、それぞれの業務体制を強化することを目的としています。

「国内検疫担当」は重要病害虫の侵入警戒調査及び防除、指定種苗である種馬鈴しょや果樹母樹の検査などを行っています。現在、国内の一部で発生している重要病害であるウメ輪紋ウイルスの緊急防除が実施されているように担当が担う役割は重要です。

「輸出検疫担当」は諸外国へ輸出される植物の輸出検査及び栽培地検査と輸出植物検査合格証明書の発給を行っています。近年では輸出検査を集荷地で行うことも増えています。現在、国をあげて農林水産物・食品の輸出倍増に取り組んでいますが、植物防疫所も輸出振興に寄与して参ります。

一方、同月知多湾内に設置された衣浦出張所及び三河湾内に設置された蒲郡出張所は閉庁し近隣の植物防疫所と統合しました。

衣浦出張所は古くは武豊港に郵便物と携帯品を扱う無人庁の派出所として発足し、衣浦

港への改称を経て昭和39(1964)年7月に職員常駐の出張所として開設されました。

蒲郡出張所は昭和44(1969)年6月に開設され、古くは豊橋港を所管した時代もありました。

いずれも盛期には輸入原木の植物検疫を担う重要な出張所でしたが、近年の原木輸入の激減から、植物防疫所全体の業務の効率化のため組織の見直しを行い、今後は南部出張所が衣浦港及び名古屋港の南部を、豊橋出張所が三河港全体を対応します。

時代の変遷に伴い変化する様々な行政ニーズに適切に対応し、病害虫の侵入まん延の防止という植物検疫の使命を的確に果たすため、植物防疫所も不断の努力をして参ります。

（名古屋植物防疫所）



45年間の役目を終えた蒲郡出張所



神戸港での外国客船の入港と植物検疫

神戸港に入港する外国客船には、隔週月曜日に上海からの日中定期フェリー「新鑑真号」のほか、不定期のクルーズ船があります。クルーズ船の入港数は、東日本大震災や円高の影響で一時は、一桁台に減少しましたが、神戸市の誘致活動の成果もあり、昨年は、30隻を超える活況でした。神戸市内には六甲山や北野異人館など多くの見所があることから、観光に出かける旅客も多く、下船客を対象に輸入植物の携帯品検査を実施しています。下船客の中には、りんご、黄熟バナナなどの輸入禁止対象植物を持ち込む方がいるため、接岸バスやポートターミナルにおいてリーフレットや掲示板を使用して植物検疫への協力を要請しています。

今年は、大型クルーズ船を含め不定期船の入港が40隻近く予定され、3月にはクイーンエリザベス号(90,901トン)、4月にはダイヤモンドプリンセス号(115,875トン)が初寄港し、また、神戸ポートターミナルを発着港とするサン・プリンセス号(77,441トン)が春から夏に

かけて年10回のクルーズを計画しているとのことで、植物防疫所では関係機関との連携を密にしながら、円滑で的確な植物検疫を実施していくことにしています。

(神戸植物防疫所本船
貨物担当)



広報板の掲示



客船SUN PRINCESS号

ウメ輪紋ウイルス感染植物に関する情報提供のお願い

ウメ輪紋ウイルスは、ももやすもも等の世界的な果樹の重要病害であり、本ウイルスの感染により、果実表面への斑紋の発現による商品価値の低下、果実の早期落下による収穫量の減少等の経済的な被害等が生じる恐れがあります。

本ウイルスは平成21年に我が国で感染が確認されて以来、現在10都府県38市町村で感染が確認されており、農林水産省として現在、本ウイルスの感染が確認された地域において、うめやもも等の生植物(種子・生果実等を除く)の移動規制及び感染植物の伐採等を実施するとともに、当該地域以外においても、都道府県と協力し、全国的な調査を行っています。

このような状況の中で、感染植物を特定し防除するためには、感染の疑いのある植物に関する情報を幅広くご提供いただくことが重要と考えております。

つきましては、皆様方が管理しているうめやももなどのサクラ属(ソメイヨシノ等の観賞用のサクラ(サクラ節植物)を除く。)の葉に輪

紋状の病徴が確認された場合には、速やかに最寄りの植物防疫所に連絡をお願いいたします。



アズミ



ウメ



那覇港にクルーズ船用ターミナルが供用開始

平成26年4月1日、那覇港泊ふ頭若狭バースに建設中であつた那覇クルーズターミナルが供用開始されました。ターミナルは鉄筋2階建て、延べ面積約4,500㎡で、1階にバス待機場所、エントランスホール、観光案内所、2階に入国審査・税関検査場を兼ねた多目的ホール、屋上に展望デッキを備え、風力発電や太陽光発電設備を設けた環境にも配慮された建物となっています。また、8月には搭乗橋が設置され、より一層の利便性強化が図られます。

ターミナルが供用開始されたことにより、これまで着岸したクルーズ船の状況に応じて船内のホールや下船口付近で実施していた検疫業務がターミナル内で行われるようになりました。

那覇港では平成26年に昨年の1.4倍の80隻を超えるクルーズ船の入港が見込まれており、ますます外国人観光客の訪問が増加することが予想されています。

植物防疫所では、水際での病害虫の侵入阻止を目的に植物検疫を実施しています。今後ともクルーズ船を利用される皆様及び関係者のご理解とご協力をお願いします。

(那覇植物防疫事務所輸入検疫担当)



お知らせ



移動規制植物等に関する広報強化週間について

沖縄県・奄美群島・トカラ列島・小笠原諸島には、本土未発生の病害虫が発生しています。このため、植物防疫法は、発生地域から、これら病害虫とその寄主植物であるサツマイモやカンキツ類の苗木などの本土等への持ち出しを規制しています。農林水産省植物防疫所では、空港や港において、これらの持ち出しの取り締まりや住民・観光客等への広報活動を行っています。

さらに、広く国民の皆様にご理解いただくため、年3回旅行シーズンを前に「広報強化週間」を設定し、全国一斉に重点的に広報活動を行っています。

病害虫のまん延防止のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

平成26年度移動規制植物等に関する広報強化週間

- 第1回 平成26年 4月21日～ 4月25日
- 第2回 平成26年 7月 7日～ 7月11日
- 第3回 平成26年12月 8日～ 12月12日

